

児童心理治療施設 若竹学園
平成30年度事業計画

1. 重点課題

平成28年度児童福祉法改正により「子どもが権利の主体」であることが規定されました。児童心理治療施設として、子どもが権利の主体として生きる為に、必要な治療・支援の在り方を考える必要があります。自信を失い、社会や大人に対する不信感を抱きやすい子ども達に対し、生活（治療）の中で生きる力の回復を図っていくことが重要な課題です。子どもの課題、発達段階は多様である為、段階に応じた支援を行う必要もあります。増築及び大規模模様替えを終えた新園舎を最大限に活用し、下記の4点を目標に取り組みしていきます。①子ども一人一人の個性を愛し（理解し）、活かす。②子どもの課題に寄り添い共に考える。子どもが振り返る力を育む。③社会で生きる力を養う。④退園後を見据えた支援を行う。

生活部門

- (1) 子どもの行動（問題行動を含む）の奥にある、子どもの声に気付き、共に考える。子ども自身が気付いていない、しんどさ、課題を発見することで目標を持った支援を行います。
- (2) 子どもの長所を発見し育みます。（子ども自身が気づいていない個性の発見）
- (3) 自立支援計画を基にし、子どもにとって見通しが持てる支援を行います。自立支援計画策定に当り、児童、家族の意向を確認し、目標の設定を図ります。
- (4) 総合環境療法を基に、生活、心理、医療、教育が連携し、子どもの課題にチームとして取り組みます。

心理部門

- (1) 心理療法の各室を活用し、心理面接、心理検査の充実を図ります。
- (2) 心理アセスメントの強化を図ります。
- (3) 家族療法棟を活用し、家族療法を実施し退園後を見据えた支援を行います。
- (4) グループセラピー、ソーシャルスキルトレーニングを実施し、社会で生きる力を養います。
- (5) 子どもの個性に応じて、アロマ、アニマルセラピー、絵画、運動等を治療に活かします。

関係機関等との連携

- (1) 関係機関との連携を密にしより多くの支援者の協力を得て治療を行います。（関係児童相談所、学校、医療機関等）
- (2) 自立援助ホーム園と連携し、家庭復帰が困難な子どもの自立支援を行っていきます。
- (3) ボランティアを積極的に受け入れ、子どもが様々な体験が出来るよう支援していきます。
- (4) 実習生の受け入れを行うと共に、関係大学・短期大学との連携を図ります。

社会貢献

- (1) 遍路小屋のお接待活動、太鼓慰問活動等を実施し、子ども達が地域社会とつながる機会をつくります。
- (2) 児童心理治療施設の専門性を活かし、社会貢献事業（講演、シンポジウム等）を行います。

その他

- (1) 平成30年度 児童心理治療施設中国・四国ブロック職員研修を行います。
- (2) 内部、外部での研修を通して職員の資質向上を図ります。